

平成二十九年 度

博士(文学) 学位請求論文

内容及び審査の要旨

野口 剛

古代貴族社会の結集原理

皇學館大学大学院

博士（文学）学位請求論文 審査報告

野口剛著『古代貴族社会の結集原理』（古代史選書22、同成社）

本論文は、日本古代国家が、如何なる歴史的社会的基盤の上に形成され、構成されていたのかという問題意識のもとに、それを史料的に検証可能な貴族層の問題に限定して、特にその人的結合のあり方と、その結合の核心部分に潜む宗教的権威・聖性・神事の問題という二つの見地から明らかにしようとして試みたものである。全体の構成は、以下の各章節よりなる。

序章 問題の所在

第I部 古代貴族の結集

第一章 結集の原理

- 一、権力を集中させる社会
- 二、固関が意味するもの
- 三、政変にみる人間の紐帯
- 四、古代貴族を結びつける原理

第二章 ウヂとカバネが提起する世界

- 一、問題群としてのウヂとカバネ
- 二、基本概念の成立
- 三、双系的社会という見地からするウヂ把握
- 四、氏族系譜の見地からするウヂの把握
- 五、系譜の形態的变化が示すもの
- 六、求心点としての王権

第II部 神事の実像

第三章 御贖物という呪具

- 一、贖いの両義性
- 二、延喜神祇式にみえる御贖物
- 三、御贖物の多様性
- 四、御贖物が意味するもの

#### 第四章 節折の起源

- 一、節折という儀式
- 二、式と儀式にみる二季御贖物の儀
- 三、節折の起源とその展開

#### 第五章 神祇官に仕える女性たち―御巫の祭祀―

- 一、古代祭祀における女性の関与
- 二、御巫という官職
- 三、御巫の奉仕する祭
- 四、御巫の起源
- 五、神祇官御巫制度の変遷過程

#### 第六章 東国の海浜に現れた神々―二坐の薬師菩薩名神―

- 一、海浜の怪異
- 二、官社に預かる神々
- 三、薬師菩薩名神という名号
- 四、鎮座の意味すること

結章 本書の成り立ちと今後の展望

序章では、古事記の天の石屋戸の段に見られる神々の合議や祭事から、日本の古代国家における大王や天皇、政治や文化のあり方を示唆する要素を看取し、これが現実の政治過程においても確認される現象であることから、人々を結びつけ集団を成立せしめる原理、国家社会を成

立せしめている社会的基盤、究極的には結集の核となる宗教的權威、聖性の問題を追究することが、古代国家の本質的屬性を解明することに繋がるとする本書の課題設定の趣旨が説明される。第I部では社会の上層に位置する貴族社会における人間のつながり方を考察し、第II部ではさらにその結集核としての神事の問題に及ぶことを述べる。

第I部は二章よりなる。第一章「結集の原理」は、古代日本の貴族社会の人々が、如何なる人間の繋がり方を規範とし、集団を形成していったかを、固関や政変を中心に論じたものである。

まず第一節において、古代社会における権力集中的支配体制の確立に、支配層に属する人間の人的結合が重要な働きをしていたことを指摘する。それを具体的に検証しようとしたのが、第二節・第三節である。律令国家においては非常の際に三関が閉鎖されるなどの措置がとられるが、それは非常時に人の移動を杜絶させることに最大の意義があり、天皇不在などによって生じる現実的な秩序の混乱を予防する役割があった。こうした非常時にこそ、上位の者と下位の者が直接的に結びつく人的結合が明確に現れると説き、関を閉ざす措置が必要であった理由と背景に言及する。次に壬申の乱をはじめとする政変や叛乱などの非常事態にも、律令などの法制上の規定からだけでは把握できない人間同士の繋がりが露呈するとみて、七・八世紀に起きた政変に加わった人物の相互の関係を分析し、当時の貴族社会は個別的な人間関係に強く依存していたと結論づける。以上の考察を踏まえ、第四節「古代貴族を結びつける原理」では、律令制が導入され、それに基づく政治運営がなされるようになって、貴族層には依然として人間同士が個別的に強く結びつく傾向があり、それらが社会的に重層化する形で実際の権力関係が構成されていたという見通しを得ている。

本章で著者が提示した古代社会基盤における人的結合への着目は、従来の日本古代史学がどちらかといえば社会組織を理解しようとする傾向が強かったのに対して、実際の社会が成り立ち機能するところの人間の感性やつながり方を問題としたもので、歴史書や古記録の表面上の記載からは直接的には把握しにくい、社会を基底において動かしている仕組み、いわゆる社会構造の解明に示唆を与えようとしたものである。これは古代社会の個々の現象だけでなく、古代史像全体を把握する上でも、新鮮できわめて重要な視座を提示していると言える。

第二章「ウヂとカバネが提起する世界」では、古代社会を象徴するウヂとカバネという二つの要素から、貴族社会の特徴を把握しようとする。

第一節では、江戸時代以来のウヂ・カバネ研究を回顧し、ウヂ・カバネの発生やその社会的機能、さらには中世社会のイエ制度との関連については、依然として不明な点が多いことを確かめ、第二節において、今日のウヂ・カバネ研究の基礎を築いた津田左右吉氏の学説を詳しく

紹介する。しかしウヂが政治制度なのか、或いは社会組織なのかという点については未だ決着がついていないことを指摘し、こうした難問を打開する研究として吉田孝氏および溝口睦子・義江明子両氏の学説に注目し、それを第三節以下に取り上げる。吉田氏は、文化人類学的手法を援用した新しい角度からウヂの分析を行い、日本の古代社会は父方・母方の両方に結びつく所謂「双系的社会」であり、双方に迫れる親族をまとめてウヂと称したとする。ウヂとイエとの関係を実証的に説明した同氏の所見を積極的に評価するが、ウヂの継承をマナという魂の継承として理解した点には疑義を呈している。溝口氏の研究は純粹な系譜論で、氏族系譜からウヂを捉えようとし、氏族系譜の作成がウヂの成立と密接な関係を有すること、それが五世紀代まで遡ることなどを論じていることを評価する。義江氏の系譜研究は、辛亥鉄劍銘に記されたような「一系系譜」が父母双方を記載する「両属系譜」を経て、父系を中心とする系譜に変化していくことを明らかにし、そこからウヂの成立と、その後の父系社会への転換を描き出し、日本古代社会の性質に迫ろうとしたことを高く評価する。しかし系譜の形式上の変化がそのままウヂの形態的な変化に結びつけてもよいかなど、今後の課題にも言及する。以上の吉田・義江・溝口氏の研究を巧みに吸収しながら、古代から中世への社会集団の変化を摸索したのが第六節である。ウヂ・カバネは王権の中心に位置する天皇(大王)から与えられる性格のもので、ここに王権の求心力を見出すことができるが、九世紀以降ウヂが次第に明確な形態へと変化するなかで政治的な意義を失い、中世的なイエへと変化していくという道筋が照らし出されている。

第二章は一九八〇年代前後から登場する新しいウヂ研究をどのように受け止めていくべきかを摸索した研究であり、同時に著者の思考の軌跡を示すものでもある。枝葉を切り詰めて言えば、政治制度として採用されたウヂが、次第にその意義を喪失し、社会組織へと変質していくと考え、しかもその流れを連続性のある現象として捉えられるというのである。古代から中世へと至る社会集団の変化の道筋を探るうえで、有益な視点と見通しといえよう。先行研究を批判的に受容しながら、自らの構想に生かしているのではあるが、吉田・溝口・義江三氏の研究に負うところが大きく、著者自身の独創的な考察に乏しい憾みがある。また、ウヂ・カバネの王権への求心性という観点からの推移など、掘り下げるべき残された課題も少なくない。

第II部「神事の実像」は、三章から六章に至る四章で構成され、序章で提示された「結集の核となる聖性」という問題意識のもと、御贖物、節折、御巫、薬師菩薩名神という具体的な事例を通して検証しようとしたものである。それぞれの章の独立性が高く、そこから体系的な古代神事の実像は見えにくいのが、六章を除き底流に王権の清浄性を追求しようとする問題関心が窺われる。

第三章「御贖物という呪具」は、延喜式の神祇関係条文に記された禊の具としての御贖物を取り上げ、その実態と使われ方について考察

する。

まず御贖物が用いられる年間祭事を時系列的に整理するとともに、その在り方は、関係条文が弘仁神祇式逸文や貞観神祇式逸文にも認められることから、九世紀の朝廷の実態を伝えるものとする。次に、延喜式に見られる祭料としての御贖物が行事ごとに品目や数量や内容に違いがあることに着目し、それぞれの特色について詳細に検討する。先ず品目を中心に三つのグループに整理し、(1)六月・十一月・十二月の朔日・八日における御贖物は、天皇が中和院神嘉殿において親祭する祭祀に先立って、天皇およびそれに準ずる人々の穢れを祓うための道具、もしくはその儀礼そのものと定義する。(2)六月・十二月の晦日を含む毎月の晦日における御贖物は、六月・十二月の晦日の御贖物とそれ以外を区別する必要があり、その大きな違いとして、六月・十二月晦日以外の余月では、御巫が中心となって儀礼を執り行っていること、その原因として余月の御贖物が、より内廷的な性格をもっていたからではないかと推定する。(3)御世一度の十月二十三日羅城御贖は、踐祚大嘗祭に先行して執行される儀礼であり、大八洲全体に存在している穢れを祓うという象徴的な意味を担っていたとする。

以上の検討を踏まえて、御贖物の特徴を八項目に分けて整理するが、それらはおおむね妥当な結論であると思われる。ただ「御贖物の儀礼はユーラシア大陸から伝来したと思われる要素によって構成されている」とする点は、全体的に丁寧に論拠を示しながらの行論からすれば唐突感を免れず、大陸文化との比較考察を踏まえた具体的な説明が求められよう。また、自から言及されている通り、御贖物と密接な関連を有する大祓との関連、日本古代における罪と穢れをどう考えるかと言う課題は重要である。その点に関する著者の見解は十分に述べられておらず、今後の研究に期待される。

第四章の「節折の起源」は、六月・十二月晦日の大祓に先だって行われる御贖物儀のなかで、特に「節折」とよばれる竹を折る所作に注目し、これがどのような歴史的経緯のなかで形成されて行ったのかを論じる。

第一節では節折儀が神祇官と縫殿寮とが関与する所作があることに注目し、それらが十世紀中葉にどのような構造をもつものであったかを清涼御記の記事により明らかにする。さらに第二節では、節折儀が十世紀前半以前にどのような形態であったのかを、貞観年間の成立と考えられる儀式を中心に分析し、その構造が弘仁式段階においても確認されることを論じる。この点は既に先行研究が存在しており、その妥当性を確認したことになる。第三節では、節折にみられる構造的特徴が毎月晦日の儀式においても類似性を認めることができ、また神祇令においてもある程度の連続性があることを指摘し、そこからこうした行事における竹の利用はかなり遡って想定することができるとする。この論考の真の価値は、節折儀の起源と展開を、古代日本において行われてきた大王の穢れを祓う儀式の中に位置づけ、その全体像を明らかにしようとされたところにあると言えよう。さらに各儀式での料物の検討などを通して節折儀の展開過程を七段階に分けて整理し、律令制の整備に伴

つて儀式が整えられていく中で、大陸系の要素が加えられていく過程で定着してきたこと、また竹を使うことも本来は神楽の採物であったものが、これも大陸からの新しい知識の輸入によってしだいに祓の道具として観念されるようになったこと、さらに十世紀のはじめまでに、竹の持つ常磐のイメージ、竹の節と天皇治世を意味する世の同音連想から、六月と十二月の晦日の御贖物の中で竹の存在がより意識化されるようになり、節折という表現が成立してきたと論じる。視野の広い考察であり、十分に首肯されるが、竹に関しては神楽歌のみならず神話の中における聖なる空間としての竹林の存在などについての目配りも望まれるところである。

第五章「神祇官に仕える女性たち―御巫の祭祀―」は、古代律令制度下、神祇官西院に位置する八神殿に奉仕する女性神職の問題を扱ったもので、それがどのような起源をもち、またいかなる意味をもっていたのかを、柳田国男の研究に見られるような「巫女」的存在として考える立場とは異なつた視点から論じたものである。

第一節では、女性が神職として神事に参加する形態の中で、特に神祇官に常駐する御巫に限定して考察する理由について述べる。第二節では、神祇令および官員令別記に記された「御巫」という官職について、その法的な規定（延喜式）を中心に整理し、七点の特徴を指摘し、これらの要素が大宝令の段階と延喜式の段階では相違点もあるものの、全体としては強い継続性が認められ、基本構造を変えることなく安定した形で平安時代初期まで維持されたことから、この制度が大宝令の編纂時に始めて確立したというよりも、その前段階である程度の形を整えていた可能性を推測する。第三節では、御巫が具体的な神事のなかでどのような仕事を担っていたかを、延喜式四時祭式・臨時祭式より六項目に分けて整理し、それぞれについて検討を加え、その多様な仕事のなかで穢れを祓い清めるところに、最も中心的な機能があることを確認する。第四節では、主に穢れを祓うことを役割として八〜九世紀においてその機能を維持しつつ存在していた御巫の起源と形成過程について論じる。この問題は難しい課題であり、祈年祭や月次祭といった祭儀のみならず、古語拾遺の記述や日本神話のムスヒの神の信仰にまで立ち入らなければならないところに、その困難さが端的に現れている。そのために、ここではそれまでの綿密な文献考証とはやや遠く概括的な見解にとどまっている感を免れないが、座摩巫だけ、なぜ都下国造一族の七歳以上の未婚女性が選ばれるのかという問題に関して、忌部氏の役割に注目して御巫が、忌部氏やその関連氏族、あるいはその所有する部曲のなかから採用されていたのではなからうかという考察は、著者の創見と認められ、このような特殊な採用の在り方は、ヤマト政権がまだ小さな地域しか統治していなかった時代における宮人の採用のあり方を残しているものと推測する。

第五節では、以上の分析をふまえて、延喜式に定着した御巫の制度の成立と変遷を次のように推定する。(一) 御巫はヤマト政権が形成途上の、まだ小地域しか統治していなかった段階に於いては、王の身体や居住空間の清浄さを維持するために、その祭祀を分掌する忌部氏など

伴造系諸氏、またその部曲のなかから採用されていた。(二) 最初は、天皇の御巫、中宮の御巫、御門巫、座摩巫に相当する職掌の人々が制度化され、やや遅れて大八洲の生成の説話が確立してくるとともに、生島巫が加わってきた。(三) 律令制が整えられてくるなかで、天皇の御巫、中宮の御巫は大和国から、生島巫は左京から、座摩巫と御門巫は右京から採用するという形態が確立した。(四) さらに、大宝令施行以降に、東宮御巫が加わった。(五) 大同年間以降、主水司とつながりが深い、ツゲの国造が介入して、座摩巫はその氏から採用されることとなった。また同じ頃、その奉斎する神名にも大きな変動があった。このような変遷過程は、わが国の氏族社会から律令国家へと発展していく過程とともに制度が整えられていったありさまがよく見通せるもので、本論文の大きなテーマである「古代貴族の結集原理」の具体的な展開として理解できよう。

第六章「東国の海浜に現れた神々」は、前三章で展開した天皇や中宮に直接関わる神事の問題から距離をおき、京より遙かに遠い常陸国の海浜において九世紀中葉に発生した神社の成立をめぐる問題を対象とする。律令国家的な神仏観念から平安時代的な神仏観念へと移行していくと考えられる九世紀における国家と宗教と地方の関係を、延喜式に記載された常陸国の大洗磯前薬師菩薩明神社(鹿島郡)と酒列磯前薬師菩薩神社(那賀郡)の二座の考察を通して論じたものである。

第一節では、斉衡・天安年間にしばしば生じた神異・怪異現象に伴って多くの託宣があったという時代背景の中で、文徳天皇実録に記された二社成立のきっかけとなった神異事件を取り上げ、その記事が他の神異・怪異現象の記事よりもはるかに詳細であること、斉衡四年二月の祥瑞改元は、前年十二月の常陸国の木連理、美作国の白鹿の祥瑞出現によるもので、改元の二日後に前期撰関政治確立に重要な意味をもつ藤原良房の太政大臣就任記事があることより、藤原氏の権力拡大のために祥瑞が何らかの形で利用された可能性を推測する。第二節では、このような状況を理解するためには、この時期の地域社会の状況を見てゆく必要があるとして、再び大洗磯前薬師菩薩明神社・酒列磯前薬師菩薩神社を問題とする。これに関して重要なポイントは(一)定説的に考えられているオホナムチ・スクナヒコナが二箇所に分祀されたのはなぜか、(二)二つの社が那賀川をはさむきわめて接近した地点に立地しているのはなぜか、の二点である。これは、常陸国の歴史と深く関わる問題であり、常陸国風土記に記された建郡記事を参考にしながら、地元国造である壬生氏と中央権力側の中臣氏とのせめぎあいがあったことを推測し、鹿島郡と那賀郡の歴史的経緯にも違いがあることに注意し、しかも両郡に同時に官社が成立したことに改めて注目する。地方の社が官社に列せられるには、地元の神主と国司との関係、両者の利害関係の中で神階叙位や昇叙が行われたという事情の中に、常陸国二座の問題を位置づけ、在地勢力が一定の力を持つために朝廷と関係を結ぶ必要があったのではないかと論じている。第三節では、薬師菩薩名神という名号について、仏教と神道とが関わりをもっていく中において天台宗の布教と関連して理解するのが自然であり、法華経薬王菩薩本事品



などを根拠とする名号ではないかと推定する。そしてその名号を奉る具体的な利点としては、(1) 人民を自らの勢力範囲に包摂するために仏教関係とのつながりを強めること、(2) 東方淨瑠璃世界との関連から東海道東端の常陸国に薬師菩薩をおこうという心理が地元勢力に存在していたのではないか、という可能性を指摘する。古代東国において天台宗の布教と信仰が拡がっていく過程を考えると興味深い指摘であるが、これを論証するためにはさらなる検討が必要であろう。特に(2)の「薬師菩薩をおこうという心理が地元勢力に存在していた」という、その「心理」とは、実態としては何を指すのか、その「地元勢力」とはどのような勢力のことか、などの具体的な考察がさらに求められる。また第四節で、古代における神祇祭祀の祭神の問題は、「すぐれて政治的、経済的な問題である」と述べられるが、これを一般化して論ずることには慎重でなければならない。従来の研究が「観念の問題であり、宗教上の問題」に偏っていたと批判される点は、そのまま先ほど挙げた②に対する疑問につながっていく虞がある。

第六章は、常陸国において二座の薬師菩薩名神が成立した文化および歴史的的政治的背景を考察することを通して、九世紀において官社が増加し盛に神階の昇叙がなされる現象を地域社会の状況との関係で把握すべきことを論じており、こうした動きを平安期の国家の基礎的部分がそれぞれの地域社会で生成されているという見地から評価すべきことを提唱している。

終章では、本論文を作成するにあたって、その基礎となつた個別論考の書誌情報を記すとともに、今後、この種の研究がめざすべき問題と日本古代史研究が果たすべき社会的な課題についても言及している。

以上、第I・II部の各章ごとにその要旨と各論の意図を紹介しつつ、論評を加えてきた。各章を通底する本論文の特徴は、幅広い視野と「ある種の閉塞感を感じ」る現在の研究状況を少しでも超えたいという課題意識をもって、独自の構想と視座から問題の核心に迫ろうとする強い研究姿勢が一貫されていることである。古代社会の人々の「結集原理」を明らかにすることは、現代の日本社会にもつながる集団や組織の動きを理解する上でも、さらには国家や王権というさまざまな政治現象がどのような性質を有するものであり、それはどのような日本における歴史の展開の中から成立してきたのかを解き明かす、有益な手掛かりを得ることになるという展望に支えられている。しかし「個別的な特定の政治や社会に関する現象を、それを行っている人々の日々の行為や心理にまで還元して理解していこうとすることは、それほど簡単に成し遂げられるものではない。」(終章)と自ら述懐される通り、通常の歴史学的手続きからだけでは一定の限度を超えた課題でもある。そのために社会学的なとらえ方を応用した新しい研究方法を採用した論考も含まれているが、各章で論評したような個々の問題について、なお検討すべき課題を残していることも否めない。

しかし著者は自らその限界を承知の上で、敢えて困難な課題に挑み、例えば延喜四時祭式の校訂の問題点を指摘するような最も基礎的な史料考証も踏まえながら、全章において可能な限り古代から中世に至る通史的道筋や展望を提示している。このような研究姿勢と視座によって得られた「古代貴族社会の結集の原理」という貴重な成果は、今後の日本史学への新たな一照明となり、その進展に寄与するものと認め、博士（文学）の学位論文としてふさわしいものであることを報告する。

学位請求論文最終試験報告書

野口 剛

右の者について、学位請求論文に関する審査及び最終試験を行い、その結果審査に合格したものであることを認める。

平成二十九年九月二十七日

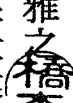
審査委員 主査 清水

潔   
(本学教授)

副査 荊木

美行   
(本学教授)

副査 橋本

雅之   
(本学教授)